



交通機関の料金割引を受けられるのは、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に、第1種、第2種の表示がある方です（都営交通を除く）。

## 第1種

1. 身体障害者程度等級表（P170）の [ ] 内の等級にあてはまる方
2. 愛の手帳1・2度の方
3. 愛の手帳3度で身体障害者手帳1～3級をあわせ持つ方
4. 精神障害者保健福祉手帳1級の方

## 第2種

1. 身体障害者程度等級表（P170）の [ ] 内の等級以外にあてはまる方
2. 愛の手帳3度で身体障害者手帳1～3級をあわせ持たない方
3. 愛の手帳4度の方
4. 精神障害者保健福祉手帳2・3級の方

## 1. JR・私鉄の割引

障害者（児）やその介護者が、JR線や私鉄を利用する場合、運賃の割引制度があります。

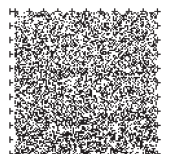
### ■ JR

対象	割引対象乗車券類	割引率	特記
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売
第1種障害者とその介護者、又は12歳未満の障害児と介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券除く)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む 小児定期旅客運賃は割引の適用なし
第1種、第2種障害者の単独利用	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100kmを超える場合 (私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含む)

- ・ JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、一枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。
- ・ 障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。  
※条件等詳細はJR各社にご確認ください。

### ■ 私鉄

私鉄各社はJRに準ずる割引を行っています。詳細は会社により異なりますので、私鉄各駅窓口にお問合せください。

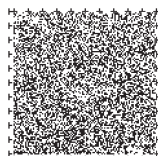


## 2. 都営交通（電車、バス、地下鉄）無料・割引

都営交通を利用するとき、障害のある方が無料乗車券を提示すると料金が無料になります。また、その介護者を対象にした割引制度があります。介護者割引を受けられるときは、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を駅係員にご提示ください。

### ■ 対象・申請窓口

障害の区分		対象	割引率	申請窓口
身体障害者手帳	1種の方	本人	無料	<b>【手続きに必要なもの】</b> 〈新規〉 1. 身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書又は健康管理手当証書のいずれか 〈更新〉 1. 身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書又は健康管理手当証書のいずれか 2. 期限が切れる都営交通無料乗車券シルバーパスからの切り替えの場合は、期限が切れるシルバーパス 〈更新時期〉 都営交通無料乗車券の有効期限が切れる月の初日から <b>【窓口】</b> 台東区障害福祉課区役所 2階 10番窓口 電話03-5246-1202~3 FAX 03-5246-1179 都営交通お客様センター 電話03-3816-5700 〈年中無休9時~20時〉 FAX 03-3812-7640
		介護者 <small>(都バス定期券は3割引)</small>	5割引	
	2種の方	本人	無料	
		介護者	※1	
愛の手帳1~4度の方		本人	無料	
		介護者 <small>(都バス定期券は3割引)</small>	5割引	
戦傷病者手帳 (特別項症~第6項症第1款症~第5款症)の方		本人	無料	
原爆被爆者 (厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当等受給者)の方		本人	無料	
精神障害者保健福祉手帳	1種(1級)の方	本人	無料	<b>【手続きに必要なもの】</b> 精神障害者保健福祉手帳 <b>【有効期限】</b> 発行の日から2年間 <b>【窓口】</b> 〈ICカード・磁気券〉 都営地下鉄定期券発売窓口(23区内11ヶ所) 〈紙券〉 都電・都営バス定期券発売窓口(23区内12ヶ所) ○区内の発券場所 浅草橋駅 電話03-3866-8429 都営交通お客様センター 電話03-3816-5700 〈年中無休9時~20時〉 FAX 03-3812-7640
		介護者 <small>(都バス定期券は3割引)</small>	5割引	
	2種(2・3級)の方	本人	無料	
		介護者	※1	



※1 一回あたりの切符：都バス、都電、日暮里・舎人ライナー5割引、都営地下鉄割引なし  
 定期券：都バス3割引、都電、日暮里・舎人ライナー5割引、都営地下鉄割引なし（12歳未満を除く）

※めぐりんは区営のバスの為、対象外

民営バスは都内であっても、都営交通無料乗車券対象外（シルバーパスは民営バスも無料）

### 3. 民営バスの割引

#### ■ 対象・割引率・利用方法

利用区分	割引率	利用方法
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、単独で利用する場合	5 割	乗車時に手帳を提示
第1種身体障害の方又は愛の手帳をお持ちの方が介護者付添いで利用する場合	5 割 (介護者同率)	「心身障害者民営バス乗車割引証」を乗車時に提示
各種手帳をお持ちの方が東京都シルバーパスを利用した場合	無料 (介護者同率)	各バス事業者により取扱いが異なりますので、各社にお問合せください。
定期券を購入する場合	3 割	「定期券割引購入申込書」を購入時に提出

#### ■ 利用できる路線

東京都の区域内に路線（他県に乗り入れをしている路線を含む）を有する民営バスに使用できます。ただし一部コミュニティバスを除きます。

割引適用の有無については、各バス会社へ直接お問合せください。

#### ■ 手続きに必要なもの

手帳

#### ☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話03-5246-1202～3 FAX03-5246-1179

### 4. タクシーの割引

#### ■ 対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

#### ■ 割引率

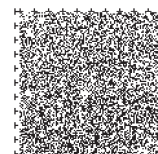
運賃メーター表示額から10%引きとなります。

※精神障害者割引につきましては、一部未実施の事業者があります。

#### ■ 利用方法

乗車時に手帳に貼付された写真を提示し、降車の際に割引後の運賃を支払います。

※提示しない場合は、割引の対象となりませんので、ご注意ください。



☆ 問合せ

(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会

〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 電話03-3264-8080

苦情受付・ご相談

(公財) 東京タクシーセンター

〒136-0076 江東区南砂7-3-3 電話03-3648-0300

## 5. 飛行機の割引

身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方が旅客機を利用する場合、航空運賃の割引制度があります。割引対象者、利用方法、割引率、付帯条件などについては会社によって異なりますので、各社にお問合せください。

☆ 問合せ

各航空会社

## 6. 有料道路の割引

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障害者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者が統一的に有料道路料金について割引措置を実施しております。割引の適用を受けるには、障害者手帳又は愛の手帳の備考欄等に有料道路割引登録シールの貼付が必要です。

※有料道路制度は、道路の建設・管理等に要する費用を借入金でまかない、お客さまから頂く料金収入で借入金を返済していくことで成り立っており、本割引に伴う減収については、有料道路をご利用いただくお客さまからの通行料金が財源となっております。そのため、お客さまから広く理解を得られるものとする必要があることから、本割引の活用に関しては一定の要件を設けさせていただいております。

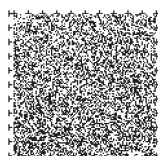
### ■ 対象となる障害者の範囲

1. 障害者ご本人が運転をする場合  
身体障害者手帳を交付されているすべての方
2. 障害者ご本人以外の方が運転し、障害者ご本人が同乗する場合  
手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄に第1種と記載されている身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方

### ■ 対象となる自動車の範囲

1. ETC 無線通行(ノンストップ)で本割引の適用を希望される場合(自動車の事前登録が必要)  
本人又は同居する親族等の所有する自家用車
2. 現金等で支払う場合や事前登録されていない自動車でも本割引の適用を希望される場合  
本人又は親族等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシー及び福祉有償運送車両

※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。



※事前登録できる車は障害者一人につき一台です。

※軽トラックや外見上営業のために使用している自動車、割賦契約（ローン）や貸借契約（リース車やレンタカー）以外であって車検証の「所有者の氏名または名称」・「使用者の氏名または名称」に法人名が記載されている車両（重度の障害者が介護運転として利用するタクシーや福祉有償運送車両を除く）等は対象になりません。車両要件の詳細は「有料道路における障害者割引制度のご案内」冊子や高速道路会社 HP をご覧ください。

## ■ 割引率

50%（割引後の料金の額に端数が生じる場合、10円未満の端数は切り上げ）

## ■ 通行方法

1. 事前登録車両で通行する場合  
（ETC 無線通行（ノンストップ）を利用する場合） ETC レーンを通過  
（現金等でお支払いをされる場合） 一般レーン・混在レーンにて料金所係員に手帳を提示
2. 事前登録車両以外で通行する場合  
一般レーン・サポートレーンにて料金所係員に手帳を提示  
※事前登録されていない自動車は、ETC 無線通行（ノンストップ）で本割引を受けることはできません。  
※サポートレーンは ETC 専用料金所です。ETC をご利用の自動車に限ります。

## ■ 有効期間

新規・変更申請の場合：申請した日からその後の 2 回目の誕生日まで

更新申請の場合※：申請した日からその後の 3 回目の誕生日まで（最長 2 年 2 ヶ月間）

※有効期限 2 ヶ月前から更新申請ができます。

## ■ 手続きに必要なもの

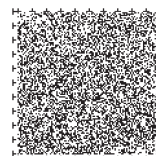
（福祉担当窓口で申請）

1. 身体障害者手帳・愛の手帳
2. 自動車検査証または軽自動車届出済証（自動車を事前登録する場合のみ）  
※電子車検証の場合、申請者が保有する電子機器（スマートフォン等）の車検証閲覧アプリで読み取った車検証情報を窓口で提示（電子機器がない場合は「自動車検査証記録事項」を提示）
3. 運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）
4. ETC カード（原則、障害者本人名義のもの。ETC 利用申請をする場合のみ）
5. ETC セットアップ証明書（ETC 利用申請をする場合のみ）  
※ ETC 利用申請をする場合は、障害福祉課で証明した申請書をお客様に有料道路 ETC 割引登録係まで郵送して頂きます。（封筒は窓口にて用意してあります。）
6. 割賦契約書又はリース契約書（割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合のみ）

（オンライン申請）

ETC 利用登録をされる場合は、オンライン申請が可能です。

※オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。



オンライン申請受付サイト【「有料道路における障害者割引制度のオンライン申請」】  
<https://www.expressway-discount.jp>

☆ **問合せ**

○申請方法に関して

**有料道路 ETC 割引登録係** (受付時間：平日 9 時～17 時)

**電話：045-477-1233**

○割引制度に関して

**首都高お客さまセンター**

**電話：03-6667-5855**

**FAX：03-3249-1161 (耳が不自由な方専用)**

■ **その他**

ETC パーソナルカードのご案内

※クレジットカード契約をしなくても ETC が利用できる「ETC パーソナルカード」があります。サービスエリア等の休憩施設や郵送等で申込書の配布を行っています。

☆ **ETC パーソナルカードに関するお問い合わせ先**

**ETC パーソナルカード事務局 電話：044-870-7333**

**(受付時間：平日 9 時～17 時)**

その他、障害者割引制度に関しては、「有料道路における障害者割引制度のご案内」冊子や首都高速道路(株)が運営する「首都高ドライバーズサイト」をご覧ください。

[https://www.shutoko.jp/fee/discount/plan\\_8/](https://www.shutoko.jp/fee/discount/plan_8/)

## 7. フェリーの割引

---

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がフェリーを利用する場合、運賃の割引制度があります。割引対象者、利用方法、割引率、付帯条件などについては会社によって異なりますので、各社にお問合せください。

☆ **問合せ**

**各フェリー会社**

